

新島村役場 ▶ TEL 04992(5)0240 代表 FAX 04992(5)1304 e-mail:kouhou@niijima.com
 若郷支所 ▶ TEL 04992(5)0181 FAX 04992(5)1572 e-mail:wakagou@niijima.com
 式根島支所 ▶ TEL 04992(7)0004 FAX 04992(7)0439 e-mail:shikinejima@niijima.com



にいじま 2025 12月号

羽黒地区駅伝競走大会に新島チーム参加！



10月12日(日)、秋雨のなか、友好都市である山形県鶴岡市にて開催された「第53回羽黒地区駅伝競走大会」に、新島村から1チーム6名が参加しました。招待・一般の部において、11チーム中9位という結果となりました。

当日は雨の降るなかでの開催となりましたが、顔なじみの方々はもちろん、初めてお会いする方とも言葉を交わすことができ、交流の場として賑やかで温かな大会となりました。来年1月には新島村で駅伝大会が予定されております。羽黒チームのみなさまと再びお会いできることを、心より楽しみにしております。

新島村の財政公表	2
令和6年度公営企業会計決算報告	7
年末年始カレンダー	8
おしらせ	9
さわやか健康センターだより	11

新島村の世帯と人口		
世帯数	1,322 (-6)	出生 3
村人口	2,347 (-4)	死亡 3
本村地区	1,655 (-3)	転入 2
式根島地区	452 (0)	転出 6
若郷地区	240 (-1)	その他 0
令和7年11月1日現在(カッコ内は前月比)		

新島村の財政公表

表1：令和6年度一般会計の歳入（収入）

歳入（収入）48億8,952万円

自主財源 8億8,359万2千円 18.0%	村税	3億2,138万4千円	6.6%
	財産収入	4,123万4千円	0.8%
	使用料・手数料	5,555万3千円	1.1%
	負担金・分担金	447万3千円	0.1%
	寄付金	672万3千円	0.1%
	繰入金	1億5,886万1千円	3.3%
	繰越金	2億9,536万4千円	6.0%
依存財源 40億592万8千円 82.0%	国庫支出金	1億6,478万6千円	3.4%
	地方交付税	17億3,746万4千円	35.5%
	地方特例交付金	1,120万5千円	0.2%
	都支出金	17億8,370万2千円	36.6%
	村債	3,660万6千円	0.7%
	その他（地方譲与税・ 地方消費税交付金など）	2億7,216万5千円	5.6%

表2：令和6年度一般会計の歳出（支出）

歳出（支出）46億4,843万9千円

義務的経費 12億9,749万7千円 28.0%	人件費	8億3,032万9千円	17.9%
	扶助費	1億2,555万7千円	2.7%
	公債費	3億4,161万1千円	7.4%
投資的経費 10億4,841万円 22.5%	普通建設事業費	10億4,357万円	22.4%
	災害復旧費	484万円	0.1%
その他経費 23億253万2千円 49.5%	物件費	10億6,371万1千円	22.9%
	維持補修経費	9,846万8千円	2.1%
	補助費等	4億1,068万2千円	8.8%
	積立金	2億7,395万4千円	5.9%
	投資・出資金	9,423万1千円	2.0%
	貸付金	1,440万円	0.3%
	繰出金	3億4,708万6千円	7.5%

▼**1. 自主財源と依存財源**

自主財源と依存財源の割り合いで、令和6年度の歳入は48億8,952万円です。主な収入源は、村税（8億8,359万2千円）と地方交付税（40億592万8千円）です。

歳入・歳出

1. 一般会計・歳入（収入）

独立採算の原則に基づき、民間企業に近い形で事業の経営状況や財政状態を把握するための会計です。村では令和6年度から簡易水道事業と下水道事業が財務適用を行いました。令和6年度の決算状況は7ページをご覧ください。

みなさんが納める税金などは、わたしたちの暮らしにいろいろな形で使われています。昨年度のお金の使い道などを令和6年度決算としてお知らせします。また、現在の財政状況を令和7年度上半期（4月～9月）の予算状況としてお知らせします。

令和6年度の決算状況は表1～表7、令和7年度上半期の予算状況は表8～表11のとおりです。村の仕事は予算に沿って行

決算・予算・会計

予算とは、1年間にかかる収入と支出について見積もりを立てること。また、この内容をいいます。新島村では広

報にいじま5月号で毎年お知らせしています。村には3つの会計があります。それは、村に出入りするお金のすべてが、性質によって2つに分けられています。それぞれに歳入（収入）と歳出（支出）があり、お金の出入りを別々に管理します。財布が3つあると考えてください。

▼**2. 会計の分け方**

特定の事業を行うための会計です。条例に基づき設置します。新島村には6の特別会計があります。令和6年度の歳入と歳出は表3のとおりです。

▼**3. 会計の分け方**

村の基本的な事業を管理。村の会計の中心です。令和6年度の歳入と歳出は表1、表2のとおりです。

▼1つめの財布『一般会計』

福祉・教育・ゴミ処理など、村の基本的な事業を管理。村の会計の中心です。令和6年度の歳入と歳出は表1、表2のとおりです。

歳入（収入）の状況

令和7年度
上半期の一般会計歳入
21億1,916万5千円

特別会計・歳出（支出）
6億6,501万4千円で、総額の37・3%を執行しました。（表11）

▼一般会計・歳出（支出）

▼一般会計・歳入(収入)
21億1,916万5千円で、昨年度より
724万7千円(0.3%)増加しています。

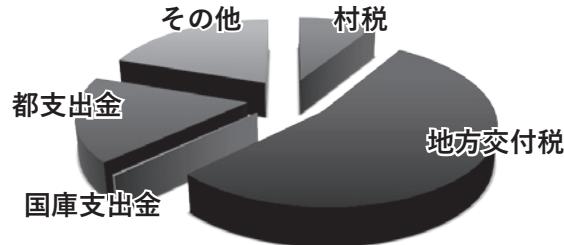
令和7年度上半期（4月～9月）の予算執行状況をお知らせします。

表8：村税の内訳

区分	収入済額	構成比
村民税	8,103万1千円	40.7%
固定資産税	9,244万9千円	46.5%
軽自動車税	1,582万9千円	8%
市町村たばこ税	950万1千円	4.8%
入湯税	0	0.0%
合計	1億9,881万円	100%

表9：令和7年度一般会計歳入…令和7年度と令和6年度との比較

グラフ1：一般会計の収入割合



收入済額

		令和7年度			令和6年度		
		収入済額	構成比	増減額	増減率	収入済額	構成比
	村税	1億 9,880万 9千円	9.4%	1,118万 6千円	6.0%	1億 8,762万 3千円	8.9%
その他	地方譲与税	462万 6千円	0.2%	14万 2千円	△ 3.8%	448万 4千円	0.2%
	利子割交付金	50万 2千円	0.0%	19万 7千円	64.6%	30万 5千円	0.0%
	配当割交付金	83万 8千円	0.0%	6万 1千円	7.9%	77万 7千円	0.0%
	株式譲渡所得割交付金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	法人事業税交付金	892万 9千円	0.4%	60万 4千円	7.3%	832万 5千円	0.4%
	地方消費税交付金	3,996万 2千円	1.9%	480万 6千円	13.7%	3,515万 6千円	1.7%
	自動車取得税交付金	0	0.0%	△ 6万 2千円	100.0%	6万 2千円	0.0%
	環境性能割交付金	90万 8千円	0.1%	△ 71万 7千円	△ 44.1%	162万 5千円	0.1%
	国有提供施設等所在市町村助成交付金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	地方特例交付金	54万 9千円	0.0%	△ 1,065万 6千円	△ 95.1%	1,120万 5千円	0.5%
	交通安全対策特別交付金	50万 2千円	0.0%	△ 4千円	100.0%	50万 6千円	0.0%
	地方交付税	11億 5,097万 8千円	54.3%	1,285万 1千円	△ 0.6%	11億 3,812万 7千円	53.9%
その他	分担金・負担金	30万 5千円	0.0%	△ 73万 2千円	△ 70.6%	103万 7千円	0.0%
	使用料・手数料	2,325万 7千円	1.1%	58万 2千円	2.6%	2,267万 5千円	1.1%
国庫支出金		2,139万 7千円	1.0%	1,511万 6千円	△ 71.5%	628万 1千円	0.3%
都支出金		3億 8,144万 8千円	18.0%	1,719万 9千円	△ 0.2%	3億 6,424万 9千円	17.2%
その他	財産収入	1,591万 5千円	0.8%	382万 6千円	△ 6.5%	1,208万 9千円	0.6%
	寄付金	312万 1千円	0.2%	187万 7千円	△ 5.3%	124万 4千円	0.1%
	繰入金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	繰越金	2億 4,108万 1千円	11.4%	△ 4,808万 4千円	△ 16.6%	2億 8,916万 5千円	13.7%
	諸収入	2,603万 8千円	1.2%	△ 94万 5千円	△ 1.7%	2,698万 3千円	1.3%
	村債	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	合計	21億 1,916万 5千円	100.0%	724万 7千円	0.3%	21億 1,191万 8千円	100.0%

■ 村税	みなさんが納めた税金。
■ 地方譲与税	国税（自動車重量譲与税・地方揮発油譲与税・航空燃料譲与税）の一定額が村に交付されたもの。
■ 利子割交付金	貯金利子に課税される都民税の一部が交付されたもの。基準は都民税の割合。
■ 地方消費税交付金	消費税の一定額が村に交付されたもの。目的は地方分権の推進、地域福祉の充実など。
■ 環境性能割交付金	自動車税環境性能割の一定額が村に交付されたもの。目的は道路の整備。
■ 地方特例交付金	抜本的な税制の見直しがされるまで、地方税の減収を補うために交付されるもの。
■ 地方交付税	国税（所得税・法人税・酒税・消費税・タバコ税）の一定額が村に交付されたもの。目的は地方公共団体間の財政不均衡をなくし、全国一定のサービスを受けられるようにすることなど。
■ 分担金・負担金	特定の村事業で利益を受けた個人や団体が、その利益の中から支払うお金。
■ 国庫・都支出金	国や都が使い道を定めて交付するお金。目的や事業の性格で負担金、補助金、委託金に分類。
■ 寄付金	個人や団体から譲り受けたお金。

表9・表10の項目説明

歳出（支出）の状況

令和7年度 上半期の一般会計歳出 14億4,870万8千円

表10：一般会計（目的別分類）歳出……令和7年度と令和6年度の比較

	令和7年度					令和6年度	
	支出済額	構成比	執行率	増減額	増減率	支出済額	構成比
議会費	2,812万3千円	1.9%	51.4%	△411万6千円	△12.8%	3,223万9千円	2.3%
総務費	3億698万1千円	21.2%	26.1%	5,563万6千円	22.1%	2億5,134万5千円	17.5%
民生費	2億3,676万2千円	16.3%	27.5%	2,623万6千円	12.5%	2億1,052万6千円	14.7%
衛生費	1億695万8千円	7.4%	25.5%	△2,408万円	△18.4%	1億3,103万8千円	9.1%
労働費	1,503万4千円	1.0%	35.6%	△76万9千円	△4.9%	1,580万3千円	1.1%
農林水産費	1億383万8千円	7.2%	25.2%	317万7千円	3.2%	1億66万1千円	7.0%
商工費	1億1,854万1千円	8.2%	20.2%	304万8千円	2.6%	1億1,549万3千円	8.0%
土木費	1億8,872万2千円	13.0%	29.5%	△6,018万3千円	△24.2%	2億4,890万5千円	17.3%
消防費	3,882万8千円	2.7%	22.0%	605万5千円	18.5%	3,277万3千円	2.3%
教育費	1億3,466万1千円	9.3%	29.9%	868万7千円	6.9%	1億2,597万4千円	8.8%
災害復旧費	720万円	0.5%	24.0%	720万円	0.0%	0	0.0%
公債費	1億6,306万円	11.3%	50.0%	△770万5千円	△4.5%	1億7,076万5千円	11.9%
諸支出金	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
予備費	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	14億4,870万8千円	100.0%	27.8%	1,318万6千円	0.9%	14億3,552万2千円	100.0%

令和7年度 上半期の特別会計歳出 6億6,501万4千円

表11：特別会計（歳出）……上半期の執行状況

特別会計の種類	予算額	収入済額	収入率	支出済額	執行率
連絡船事業	1億1,772万2千円	616万3千円	5.2%	4,245万2千円	36.1%
国民健康保険診療所	4億9,183万1千円	6,192万3千円	12.6%	2億659万9千円	42.0%
国民健康保険事業	6億13万8千円	1億6,772万9千円	27.9%	1億6,563万1千円	27.6%
後期高齢者医療事業	9,653万2千円	1,993万3千円	20.6%	5,579万5千円	57.8%
温泉ロッジ事業	1万円	0	0.0%	0	0.0%
介護保険事業	4億7,864万5千円	1億5,737万7千円	32.9%	1億9,453万7千円	40.6%
合計	17億8,487万8千円	4億1,312万5千円	23.1%	6億6,501万4千円	37.3%

※簡易水道事業特別会計及び、下水道事業特別会計については、令和6年度から公営企業会計へ移行。

かかる経費。	■教育費	■消防費	■土木費	■労働費	■衛生費	■民生費	■総務費	■議会費	■諸収入	■繰越金	■繰入金	■財産収入	■使用料・手数料
かかる経費。	消防業務や災害対策業務などにかかる経費。	道路の整備や街路、公園の整備、村営住宅などにかかる経費。	労働者の支援にかかる経費。	健康診断や環境対策、ゴミ処理などにかかる経費。	福祉にかかる経費。	高齢者や障害者、児童などの福祉にかかる経費。	の内部事務にかかる経費。	局の経費など、議会の活動にかかる経費。	議員の報酬や費用弁償、事務費など、さまざまなお金。	前年度の過剰金などを現年度へ繰り越すお金。	会計へ繰り入れるお金。	特別会計や基金などから一般会計へ繰り入れるお金。	費用が使用料、住民票などの発行やゴミ処理にかかる費用が手数料。

財政健全化判断比率・資金不足比率の公表

令和6年度の決算にともない、新島村の財政健全化判断比率と公営企業会計の資金不足比率をお知らせします。これは、財政健全化法に基づき、公表が義務付けられているものです。

▼『財政健全化法』とは?

『再建法』にかわり、平成19年6月に公布された法律。

『再建法』は赤字額が一定の比率を超えた財政再生団体に指定する、レッドカードのみの制度です。これに対して『財政健全化法』は、4つの指標が一定の基準を超えた場合に、『早期健全化団体』と、

『財政再生団体』に指定するイエローカードとレッドカードの二段がままで財政状況をチェックします。予防も含めた制度です。

▼4つの指標とは?

①実質赤字比率

一般会計と特別会計の一部を合わせて「一般会計等」とよびます。一般会計等の赤字をあらわします。

②連結実質赤字比率

一般会計等から借入金の返済も含めます。

③実質公債費比率

一般会計等から借入金の返済も含めます。

④将来負担比率

一般会計等から借入金の返済も含めます。

社や第三セクターはありません。したがって、この部分は含まれません。

▼早期健全化団体・財政再生団体の基準

(1)～(4)の指標が表1の基準を1つでも上回ると早期健全化団体または財政再生団体になります。

▼早期健全化団体・財政再生団体とは?

会社に例えると、経営状態が悪く、倒産の一歩手前が「早期健全化団体」。倒産にあた

るものが「財政再生団体」となります。国の監視のもとで計画的に財政の再生をすすめます。このほか、税金や公共料金の増額などが制限されます。このほか、役場内部の改革だけでなく、予算の制約など、お金の使い方が制限されます。このほか、みんなの生活にも大きな影響を及ぼします。

▼早期健全化団体・財政再生団体になるとどうなる?

一般会計		…新島村の各比率の対象					
新島村の決算様式	連絡船事業	一般会計等	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率	
	温泉ロッジ事業						
	国民健康保険診療所						
	国民健康保険事業						
	介護保険事業						
	後期高齢者医療事業						
	簡易水道事業						
公営企業会計							
一部事務組合							
東京都市町村総合事務組合							
東京都市町村退職手当組合							
東京都市町村議會議員公務災害補償等組合							
東京都後期高齢者広域連合							
地方公社・第三セクター			…新島村は対象外				

表1…令和6年度 財政健全化判断比率の状況

	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費率	④将来負担比率
新島村の状況	—	—	7.3%	—
早期健全化基準(イエローカード)	15.0%	20.0%	25.0%	350.0%
財政再生基準(レッドカード)	20.0%	30.0%	35.0%	

※新島村は黒字のため「—」と表示しています。

新島村の4つの指標は、国の定めた基準を下回り、早期健全化団体や財政再生団体に指定されることはありません。(表1、表2) 実質赤字比率・連結実質赤字比率は黒字。「—」と表示しました。実質公債費比率は7.3%となっています。将来負担比率、資金不足比率も基準値以下です。「—」と表示しました。これからもより良い予算づくりで、将来に負担をかけない堅実な財政運営につとめます。

③実質公債費比率

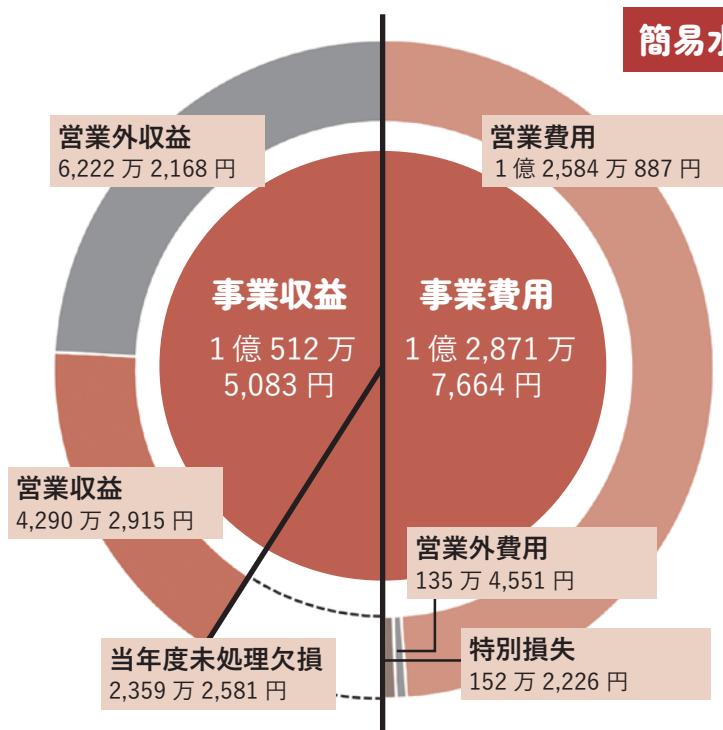
1年間に一般会計等から借入金の返済に充てる額の割合。一部事務組合など新島村が加

表2…令和6年度 資金不足比率の状況

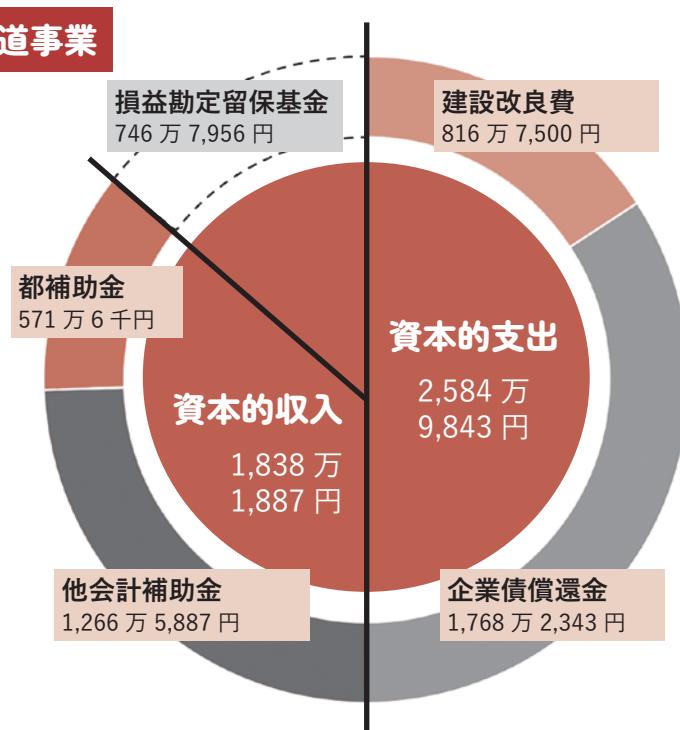
公営企業会計	特別会計の名称	資金不足比率
	簡易水道事業会計	—
	下水道事業会計	—
	健全化基準値	20.0%

公営企業会計ごとの資金不足額が各事業規模に占める割合です。※新島村は各会計とも資金不足額がありませんので「—」と表示しています。

3条 収益的収入及び支出（税抜）



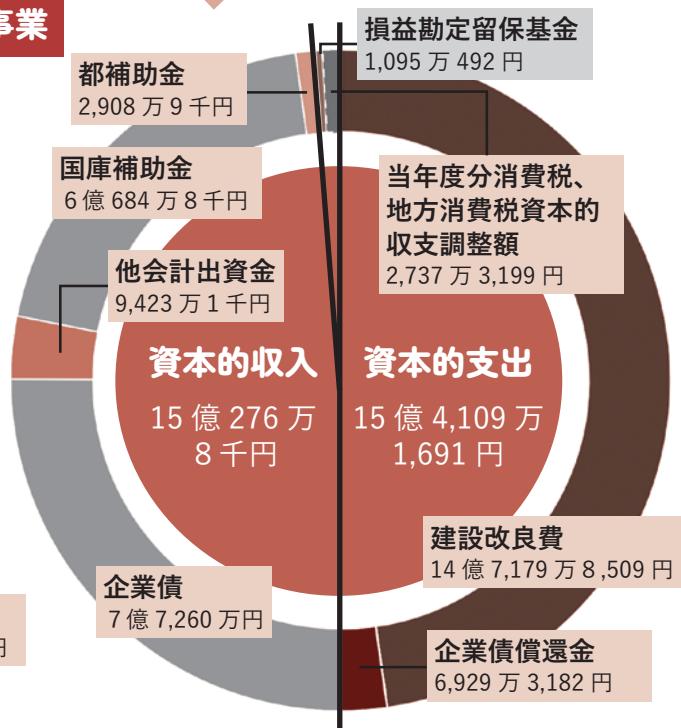
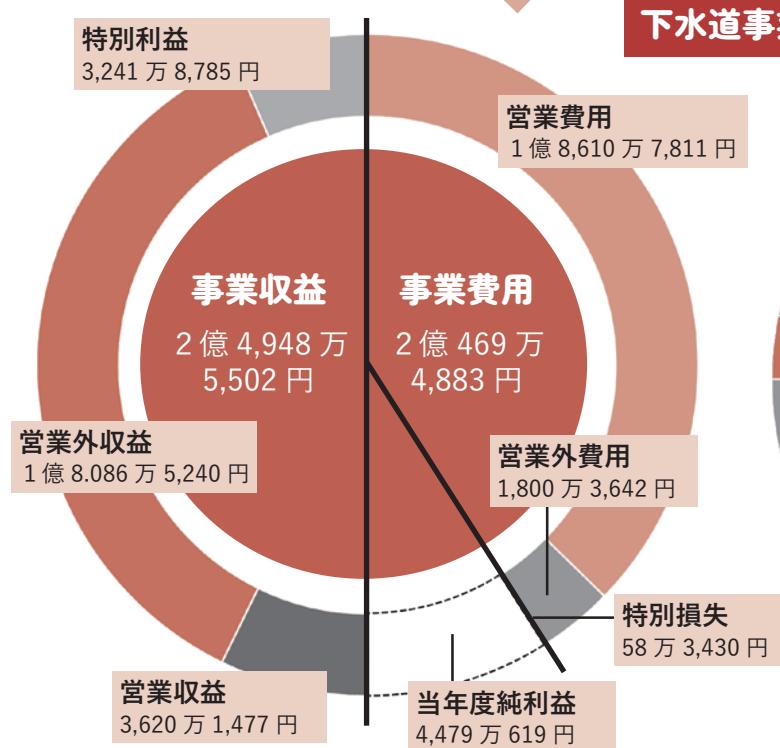
4条 資本的収入及び支出（税込）



純利益は資本的取引の不足分などに備えて積み立てしました。今後の下水道使用料収入（営業収益）は接続人口に左右されますが、未接続世帯への啓蒙を継続し、少しでも使用料が増加するように努めています。

高水準の建設改良費に対し、確保できる財源は国庫補助金・都補助金・企業債と限られていますが、不足額は内部留保資金（黒線で示している項目）で補填しました。引き続き収入確保を継続していきます。

下水道事業



令和7年度 上半期 経理状況報告（税込）

●この件に関する問い合わせ先は…

建設課 水道係 下水道係 ☎ (5) 0212

区分	収入		支出		
	予算額	収入済額	予算額	収入済額	
水道事業	収益的収支	1億 1,690万 3千円	1,786万 7,040円	1億 4,901万 1千円	2,529万 4,814円
	資本的収支	2,160万円	0円	2,783万 2千円	990万 4,144円
下水道事業	収益的収支	3億 3,350万 2千円	1億 2,649万 7,130円	2億 9,918万 2千円	6,083万 1,037円
	資本的収支	15億 5,152万 2千円	210万円	16億 2,016万 1千円	4,497万 6,872円

年末・年始の公共施設などの休業案内

本村地区	27（土）	28（日）	29（月）	30（火）	31（水）	1（木）	2（金）	3（土）	4（日）	5（月）
新島村役場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
本村診療所	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
住民センター	○	○	×	×	×	×	×	×	○	○
住民センター図書室	○	○	×	×	×	×	×	×	○	○
さわやか健康センター	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
さわやか健康センタースポーツルーム	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
青葉会館	○	○	×	×	×	×	×	×	○	○
勤労福祉会館 ☎(5) 0504	○	○	×	×	×	×	×	×	○	○
新島村博物館 ☎(5) 7070	○	○	×	×	×	×	×	×	○	×
ふれあい農園	○	○	×	×	×	×	×	×	○	×
まました温泉 ☎(5) 0830	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
砂蒸し風呂 ☎(5) 0830	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
湯の浜露天温泉	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ガラスアートセンター	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
ガラスアートミュージアム	改修工事に伴い長期休館中									
スポーツ広場	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○
新島村製氷貯氷冷凍庫施設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
クリエートセンター	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
自治会連合会館	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
若郷地区	27（土）	28（日）	29（月）	30（火）	31（水）	1（木）	2（金）	3（土）	4（日）	5（月）
若郷支所	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
若郷診療所	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
若郷会館	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
若郷防災コミュニティセンター	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
式根島地区	27（土）	28（日）	29（月）	30（火）	31（水）	1（木）	2（金）	3（土）	4（日）	5（月）
式根島支所	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
式根島診療所	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
式根島開発総合センター	○	×	×	×	×	×	×	×	○	○
温泉・雅湯	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
温泉・憩いの家 ☎(7) 0576	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○
スポーツ広場	○	×	×	×	×	×	×	×	○	○
式根島福祉センター	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
式根島養殖場	○	○	×	×	×	×	×	×	○	○
式根島福祉健康センター	○	○	×	×	×	×	×	×	○	○
交通・放送	27（土）	28（日）	29（月）	30（火）	31（水）	1（木）	2（金）	3（土）	4（日）	5（月）
連絡船にしき ☎(7) 0825	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ふれあいバス	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○
定時放送（午後 6:20）	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
ごみ施設・収集	27（土）	28（日）	29（月）	30（火）	31（水）	1（木）	2（金）	3（土）	4（日）	5（月）
新島村清掃センター	○	○	○	午前のみ	×	×	×	×	○	○
阿土山ごみ処分場	×	○	×	午前のみ	×	×	×	○	○	×
式根島クリーンセンター	○	○	○	午前のみ	×	×	×	○	○	○
神引不燃物処理場	×	○	×	午前のみ	×	×	×	○	○	×
ごみの収集	×	×	可燃	×	×	×	×	×	不燃	可燃



●問い合わせ先
建設課水道係
(5) 0212 (直通)

物価高騰が経済的な影響をもたらしている状況を踏まえ、村の施策として、住民生活ならびに経済活動を支援するため、水道料金を免除いたします。

▼日頃から節水を心がけ、新島の資源である地下水の保全に努めてください。

▼下水道料金は免除の対象ではありません。期間中は下水道料金のみ、口座引き落とし集金などにより毎月徴収いたします。

水道料金の免除

建設課から



●期間
令和7年12月
(11月～2月検針分)

●対象者
新島村の簡易水道を利用していいる方（官公庁や、臨時に給水申請された物件は除く）

●申請手続きは必要ありません

▼毎月の検針後に発行される「使用水量のお知らせ」に記載されている水道料金が対象（お知らせに印字された金額分の水道料金が免除）

●内容

▼基本料金・超過料金・量水器使用料・消費税を含む全ての水道料金を全額免除

○：利用可能日 ×：休業日

- ・休み期間中も職員が役場に常駐しています。
 - ・役場が休み期間中も営業する施設があります。
- 電話番号を掲載しますので、直接お問い合わせください。
- ▶緊急通報……固定電話から局番無し 119
- ▶急な病気やけが：本村診療所…… (5) 0083
式根島診療所…… (7) 0019
- ▶その他の問い合わせ：新島村役場…… (5) 0240
式根島支所…… (7) 0004

■令和7年度 新島大運動会開催後のアンケート結果

このたび、令和7年10月5日（日）に新島大運動会を開催いたしました。

ご参加いただいた住民の皆さんに、心より感謝申し上げます。

また、運動会終了後には、参加者および運営関係者の皆さんを対象にアンケートを実施いたしました。

ご協力いただきました皆さんに、厚く御礼申し上げます。

アンケート結果を取りまとめましたので、ぜひご覧ください。

皆さんからいただいたご意見は、来年度の運営に活かしてまいります。

教育委員会

アンケート結果



総数 148 件
去年比 57 件増

●対象者

参加者（選手、応援・見学の方）・学校関係者、運営者など

●方法

QRコードを記載したチラシの配布・周知（各チームおよび関係者）。SNS上でのURL掲示。それらの読み取りによる回答・送信。

●対象期間

令和7年10月5日（日）～15日（水）の10日間

課題・背景説明



■住民センター図書室から新着本のご案内

- ・嘘と隣人
- ・給与明細から読み解くお金のしくみ
- ・暮らしのヒント集 今日はなにを
- ・透析を止めた日
- ・ともだちになりたい トマト

■図書室ホームページでは蔵書検索が可能で、新着や貸出ランキングもご覧いただけます。

■本村住民センター図書室の利用時間
9時～17時（年末・年始をのぞく） 教育委員会 (5) 0203

- 芦沢央
- 高橋創
- 暮らしの手帖
- 堀川恵子
- 岩神愛



柚月裕子



富田尚子



きむらゆういち

総務課から

東京法務局による 登記手続案内 (完全予約制)



▼次回は令和8年1月13日(火)、14日(水)を予定しております。

東京法務局職員が登記申請(不動産・商業・法人登記)の手続方法をご案内します。

役場に設置された「ウェブ会議システム」を通じての手続案内となります。

また、ご利用は完全予約制とし、事前予約者のみの対応となっていますので、ご注意願います。

なお、予約時には「新島村役場にあるウェブ会議システムからの利用である」とをお伝え願います。

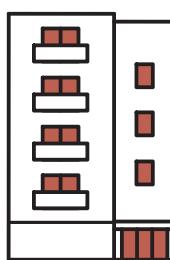
●日程
令和7年12月9日(火)、10日(水)
※12月開催日程の予約は、令和7年12月8日(月)正午までにお願いします。

身の回りの不動産の名義を確認し、相続登記が未了の場合は速やかに相続登記を行いましょう。

●相談時間
9時～16時、1回20分
(正午～13時を除く)

●場所
新島村住民センター

●予約・問い合わせ先
▼不動産登記関係
☎ 03(5213)1330
▼商業・法人登記関係
☎ 03(5213)1337



司法書士による 出前相談所

島しょ振興公社 補助事業

※ただし、事業開始が令和8年3月31日まで(令和7年度内)となっているものに限ります。

東京司法書士会主催による無料法律相談を開催します。例えば「相続・遺言・土地・建物・登記・成年後見・暮らしにおけるトラブル・生活再建」といった相談ごとに関しまして、面談による無料相談を行います。



左記の概要にて、令和7年度地域振興に係る補助事業を募集いたします。

●相談日時
令和7年12月12日(金)
10時～14時

●相談場所
新島村住民センター

※令和6年4月1日から、相続などにより不動産の取得を知つてから3年以内に登記の申請をすることが義務化されました。また、正当な理由なく義務に違反した場合は、10万円以下の過料が科される可能性があります。

●事業名
令和7年度地域振興に係る補助事業(第3回)

●対象事業
・地域振興に係る特産品に関する事業
・地域振興に係る観光振興に関する事業
・地域振興に係る人材育成に関する事業

●対象団体
1 概ね5名以上の東京都島しょ地域在住者で組織し、代表者・会則・名簿等のある団体など(地方公共団体は除く)

2 島しょ地域内に主たる事業所を有する小規模企業、中小企業者、中小企業団体など、組合、財団法人、社団法人、特定非営利活動法人、その他東京都島しょ地域の活性化に資する取り組みを行うと認められる法人など

3 島しょ地域内の個人事業者(1,000円未満切り捨て)で100万円を限度とする。

●問い合わせ先
東京司法書士会事務局事業課
☎ 03(3353)9191
平日9時～16時30分
(正午～13時を除く)

●事業期間
事業
令和7年12月1日※
令和8年11月30日

●申し込み・問い合わせ先
企画財政課企画調整室
☎ (5)0204

●対象団体
1 概ね5名以上の東京都島しょ地域在住者で組織し、代表者・会則・名簿等のある団体など(地方公共団体は除く)

2 島しょ地域内に主たる事業所を有する小規模企業、中小企業者、中小企業団体など、組合、財団法人、社団法人、特定非営利活動法人、その他東京都島しょ地域の活性化に資する取り組みを行うと認められる法人など

3 島しょ地域内の個人事業者(1,000円未満切り捨て)で100万円を限度とする。

第32回こどもたちの人権メッセージ発表会

9/20



世田谷区玉川区民会館で「こどもたちの人権メッセージ発表会」が開催されました。新島村からは式根島小学校の山田愛莉さんが出席し、多くの来場者が見守る中、自ら書いた人権作文を堂々と朗読しました。

本発表会は東京23区と島しょ部の小学生が書いた人権作文を自分の言葉で語ることにより、人権尊重への理解を深めることを目的としており、今年度は新島村が島しょ部の代表でした。

さわやか健康センターだより

式根島福祉健康センター
さわやか健康センター
こども家庭センター
FAX (5) 1856
E-mail: kodomo@nijijima.com

ひざの痛み講座（予約制）

対象者
どなたでも（各回上限16人）
予防のための参加も歓迎します

お気軽にご参加ください。

加齢に伴うひざ痛の原因・対処の説明、「ひざ痛予防の体操」実技、日常生活の注意点などについて、理学療法士が話をします。

新島地区

とき
12月6日（土）
13時30分～15時30分

ところ
さわやか健康センター

内容
クリスマス飾り制作
▼工作をしますので汚れてもよい服装でお越しください。

新島地区

とき
12月15日（月）
13時30分～15時30分

ところ
式根島福祉健康センター
さわやか健康センター

対象者
未就園児と保護者10組程度

新島村あそびのひろば

とき
令和7年12月10日（水）
9時20分～10時40分

ところ
さわやか健康センター

内容
保育士が未就園児を対象に、あそびのひろばを開きます。

式根島あそびのひろば

とき
毎週火曜日
9時30分～11時30分

ところ
式根島開発総合センター
児童保護者

対象者
前日までにさわやか健康センターへお電話で申し込みます。

新島あそびのひろば

とき
令和7年12月10日（水）
9時20分～10時40分

ところ
さわやか健康センター

内容
保育士が未就園児を対象に、あそびのひろばを開きます。

■インフルエンザ予防対策

- 外出後には、うがい、流水・石けんによる手洗いを忘れずにしましょう。
- アルコールを含んだ消毒液で手を消毒するのも効果的です。
- 室内では、適度な湿度を保ちましょう。加湿器などを使って適切な湿度（50～60%）を保つことも効果的です。また、こまめに換気をし、新鮮な空気を取り入れましょう。
- 日頃から疲労や睡眠不足をさけ、バランスよく栄養をとり、体の抵抗力を高めましょう。
- インフルエンザが流行している時は、人混みへの外出をさけましょう。
- 外出時には、マスクを着用しましょう。



12月の主な行事予定

11月13日現在の予定表です。変更になる場合もありますので、ご了承ください。 ★印=さわやか健康センター事業
(詳しくは、お問い合わせください)

日	月	火	水	木	金	土
今月の税情報 納付月です 12月は固定資産税の	1	2 ★乳幼児健診（新島） 13:30～15:30 さわやか健康センター ★ヨガ教室 18:00～19:00 さわやか健康センター	3 ■第4回新島村議会定例会（予定） 9:00～議会議事堂 ★定期予防接種（新島） 15:00～16:00 本村診療所	4 ★乳幼児健診（式根島） 13:00～14:30 式根島開発総合センター ★定期予防接種（式根島） 15:00～15:30 式根島診療所	5 ★ヨガ教室 10:00～11:00 さわやか健康センター ★はつらつ教室 13:30～15:00 式根島福祉健康センター	6 ■耳鼻咽喉科・小児科専門診療 9:00～11:30 本村診療所
		燃えるごみ ク・清・神・阿	燃えるごみ ク・清・神・阿	燃えるごみ ク・清・神・阿	燃えるごみ ク・清・神・阿	燃えるごみ ク・清・神・阿
7 ■耳鼻咽喉科・小児科専門診療 8:30～10:00 本村診療所	8 ★幼児歯科健診（式根島） 9:00～10:00 式根島診療所	9 ★若返り体操教室 13:30～15:00 さわやか健康センター ★ヨガ教室 18:00～19:00 さわやか健康センター	10	11	12 ★ヨガ教室 10:00～11:00 さわやか健康センター	13 ■皮膚科専門診療 9:00～11:30 本村診療所 ■TOKYO島しょウォーク2025in新島 10:00スタート
燃えないごみ ク・清・神・阿	燃えるごみ ク・清・神・阿	燃えるごみ ク・清・神・阿		資源 ク・清	燃えるごみ ク・清・神・阿	ク・清
14 ■皮膚科専門診療 8:30～10:00 本村診療所	15	16 ★ヨガ教室 18:00～19:00 さわやか健康センター	17 ★定期予防接種（新島） 15:00～16:00 本村診療所	18	19 ★ヨガ教室 10:00～11:00 さわやか健康センター ★はつらつ教室 13:30～15:00 式根島福祉健康センター	20
燃えないごみ ク・清・神・阿	燃えるごみ ク・清	燃えるごみ ク・清・神・阿		燃えるごみ ク・清	燃えるごみ ク・清・神・阿	ク・清
21 燃えないごみ ク・清・神・阿	22 燃えるごみ ク・清	23 ★若返り体操教室 13:30～15:00 さわやか健康センター	24	25 ■管内外中学校終業式 ■新島高校終業式	26	27
燃えないごみ ク・清・神・阿	燃えるごみ ク・清	燃えるごみ ク・清・神・阿		資源 ク・清	燃えるごみ ク・清・神・阿	ク・清
28	29 燃えるごみ ク・清	30 ●各ごみ処理施設は午前中のみ営業	31 ●31日～1月3日ごみの収集、各ごみ処理施設はお休み			よいお年をお迎えください